

障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリング 資料

全国児童発達支援協議会

会長 加藤正仁

協議会対象事業： 児童発達支援センター(福祉型・医療型)

児童発達支援事業

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援事業

記

1. 「どんな障害のある子どもも身近な場所で適切な発達支援が受けられる」という、「障害児施設一元化」の目標に沿って、それぞれの事業ごとに施設基準、職員配置基準を定めて一律の報酬とした上で、子どもの状況や専門職員配置に応じた加算措置を講じるべきである。
2. 児童発達支援に関しては、子どもへの発達支援という観点からセンター、事業ともに保育士、児童指導員の配置基準を同様にし、基本として共通の報酬単価とするべきである。加えて、児童発達支援センターに関しては、設備基準ならびに給食の提供、送迎、事務管理部分を適正に評価すべきである。
3. 同敷地内に福祉型児童発達支援センターとなるべき施設が複数併置されている場合、統合されれば定員が増加し、事務費等の減額が予想される。この点について考慮願いたい。
4. 現在の肢体不自由児通園施設は、肢体不自由児(入所)施設の「通園部」を原型としており、職員配置基準があいまい、かつ報酬も「通園加算」のままとなっていて事務に関する報酬が算定されていない。肢体不自由児通園施設が医療型児童発達支援センターに移行する場合には、「通園部」ではなく「独立した施設」として、事務費を含めた単価が設定されるべきである。
5. 今後、学齢児童は放課後等デイサービスの対象となるが、従来の児童デイサービスⅡ型の単価となれば、事業の存続が危ぶまれる事業所が多数考えられる。この点を念頭に入れた報酬単価の設定とするべきである。
6. 放課後等児童デイサービス事業について、単独で事業運営が可能な報酬単価が必要であり、現行の児童デイサービスⅡ型単価を下回ることなく、安定した職員の雇用が可能な単価設定にすべきである。
7. 保育所等訪問支援事業は、障害児が地域で育つために重要であり、今後発展させるべき事業である。報酬単価の設定に際しては、必要経費(移動時間、車両等の取得と維持費)を配慮し、発展を図るべきである。
8. 通所支援の送迎に関しては、現在、家庭を起点として考えられている。しかし、障害の重度化に加え、保護者の就労支援の観点からも、今後は、学校等の本人の日中活動の場を起点にすることも対象として考えるべきである。
9. 「障害者自立支援対策臨時特例交付金」による事業のうち、「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」「経営安定化加算」など、職員の処遇安定化に関わるものは、継続または個別給付に反映させ、職員の専門性の向上とキャリアアップを義務化するべきである。
10. 障害児相談支援事業が新設され、障害児のケアマネジメントが大きく進展することが期待されている。児童発達支援センターにおける実施が求められているが、サービス利用計画の客観性、公平性を担保するために専任職員の配置が必要である。専任職員の人件費が確保できる障害児支援利用援助および継続障害児支援利用援助の単価設定をお願いしたい。

以上